

平成29年10月1日

東庄町社会福祉協議会広報

第107号

# 社協とうのしょう



夏休みわくわく体験！  
この事業もみなさんからの  
赤い羽根募金の助成金により  
行われています。




夏休み、東日本盲導犬協会へ見学に行ってきました。  
アイマスクを付けての体験は、視覚障がい者の理解  
を深める、とても貴重な体験となりました。

## もくじ

赤い羽根共同募金	P2
社協の事業紹介	P3
社協のできごと	P4
ボランティアだより	P5
社協からのお知らせ	P6

## 発行・編集

社会福祉法人  
東庄町社会福祉協議会  
〒289-0612  
千葉県香取郡東庄町石出2692-4  
Tel 0478-86-4714 Fax 0478-86-4188  
Email : tohnosho-shakyo@song.ocn.ne.jp  
ホームページ : <http://www.tohnosho-shakyo.jp/>

 この広報紙は、赤い羽根募金の助成金により発行しています



# みなさんのやさしさが 自分の町で活かされます

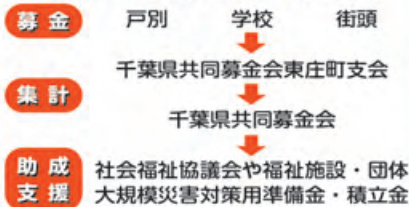


ふれあいまつりでの募金活動



共同募金運動が全国一斉に始まります。毎年、みなさんの募金に対するご理解に深く感謝申し上げます。みなさんからの募金が、地域の福祉のなかで役立っておりますので、趣旨をご理解のうえ、今年もご協力をお願いいたします。

## 赤い羽根募金の流れ



# 赤い羽根共同募金 赤い羽根募金運動期間10月1日から3月31日

\*募金を長く受付られるよう運動期間が、平成30年3月31日まで延長になりました

## 赤い羽根募金の使い道 (H29年度主なもの) \*28年度の募金の助成で行う事業

- 高齢者福祉事業 557,000円**  
一人暮らし高齢者日帰り研修、一人暮らし高齢者世帯住宅用火災警報器取付、健康づくりグラウンドゴルフ大会、バランスばっちり！料理教室、いきいきレクリエーション、町シニアクラブ連合会助成、町内高齢者福祉施設助成
- 障がい者福祉事業 260,000円**  
手をつなぐ親の会助成、身体障害者福祉会助成、町内障害者福祉施設助成
- 児童福祉事業 289,000円**  
夏休みわくわく体験、杉の子サークル育成会助成、町内保育園助成
- ひとり親世帯福祉事業 278,000円**  
日帰りレクリエーション、夏季見舞品配付、ひとり親家庭福祉推進員協議会助成
- 福祉育成援助事業 1,307,000円**  
手話教室、社協広報紙発行(2回分)、住民福祉大会、ふれあいまつり、ボランティア活動保険助成、福祉教育推進校助成(2校)、民児協助成、HP・助成車両維持費

## もっと知りたい

「赤い羽根」

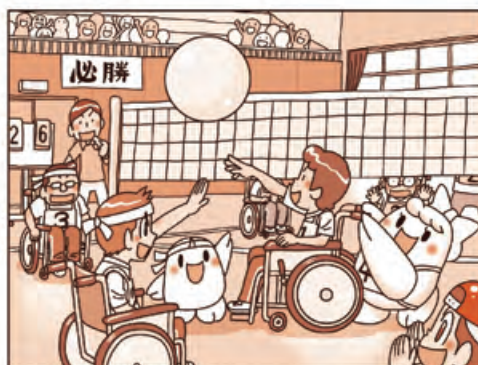
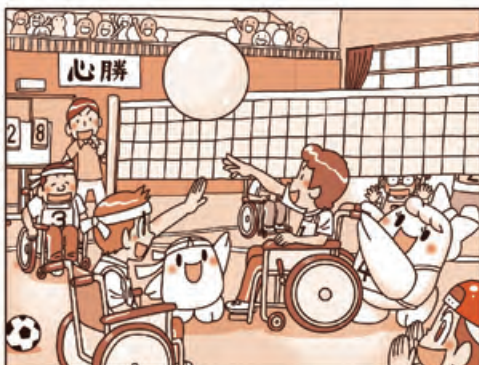
より詳しい使い道については、「はねっと」で検索

## 歳末たすけあい募金の主な使い道

歳末たすけあい募金は、地域の福祉対象者世帯や福祉施設助成、地域福祉活動に使用されます。1,590,000円  
要援護世帯歳末見舞金、施設入所者歳末見舞金、おせち料理宅配、住環境整備、日常生活介護用具・災害時対応備品整備、新春ふれあい交流会、弁護士相談、各地区社協福祉活動費など

戸別募金をお願いしています。皆さんの募金が、福祉事業に役立っておりますので、趣旨をご理解のうえ、あたたかにご協力をお願いいたします。

**募金目安額** 赤い羽根・・・850円/戸  
歳末たすけあい・・・400円/戸



まちがいがしに  
チャレンジ!  
見つかるかな。7つあります



# 知ってれば役に立ちます 社協の事業

## ○日常生活自立支援事業 愛称「すまいる」

定期的な訪問により、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障がい者の方々が住み慣れた地域で生活できるようお手伝いいたします。

**対象**・日常生活を送るうえで十分な判断ができない方や、体の自由がきかない方。利用を希望し、契約の内容が理解できる方

### 例えば…

- ・福祉サービスの利用の仕方がわからない
- ・役所から届く書類をどうしたらよいのかわからない
- ・公共料金や医療費の支払い、銀行などでの払戻しがうまくできない など
- ①福祉サービス利用援助  
安心して福祉サービスを受けられるようにお手伝いします。
- ②財産管理サービス  
毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。
- ③財産保全サービス\*財産保全サービスの利用はできません。  
大切な書類や印鑑などをお預かりします。

☆社協専門員が訪問調査をし、契約を結んだ後、生活支援員が定期的な訪問し、必要に応じた福祉サービス利用援助や預貯金の出し入れ、支払い代行をお手伝いします。生活支援員が利用者宅へ訪問し支援します。

**利用料**  
サービスの時間により500円～  
(平成30年度より利用料が変わります。)  
年会費 (月額300円)  
財産保全サービス (月額250円)  
\*生活保護世帯の方は、無料

### サービスを受けるまで

- ①社協に相談  
・通帳をどこに置いたか忘れてしまう  
・お金の管理が心配…  

  - ②専門員が訪問し困っていることをお聞きします。  
・足が悪いので銀行からお金を払戻してほしいのですが…  
・役場まで税金を納めに行きたい…  

- ☆契約にあたって事前に審査が行われます。
- ③ご本人の希望を確認しながら、専門員が支援計画を作り、よければ契約します。  

- 安心して生活することができます。



## 各種資金の貸付

各資金の対象世帯  
低所得世帯や高齢者・障がい者世帯に対し、生活の助長を図るために生活資金等の貸し付けを行います。資金貸付と相談・支援を行うことにより、世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図ることを目的としています。

- 資金の種類  
福祉資金  
教育支援資金  
☆早めにお問い合わせください。推薦入学を含む  
合格決定時期(秋頃)から随時貸付ます。  
緊急小口資金  
総合支援資金  
不動産担保型生活資金

詳細は、社会福祉協議会まで問い合わせください。  
(貸付には、貸付条件や審査があります。)

## 紙おむつ支給事業

在宅において寝たきり又はそれに準ずる状態により常時介護を必要としている方の介護者に対し介護世帯の負担を軽減するために支給をいたします。

☆支給には、要件があります。  
「尿とりパットのみ」は対象外です。  


## 日常生活用具(介護用具)の貸付

対象 在宅において身体介助の必要な方  
介護保険利用者では、要支援1・2、要介護1の方  
貸出用具 ベッド(手動式)、マット、車いす(自走式)、歩行器他  
申請 社協所定の申請書に記入し提出(申請書は、社協HPからもダウンロードできます)

利用料 無料  
貸出期間 おおむね3ヶ月(延長を希望する場合には社協まで連絡)  
その他 運搬は、借りる方で行います。車のない方は、シルバー人材センターを利用することもできます。(有料)



## ファミリーサポートセンター

平成30年1月開始予定  
現在、事業開始に向けて準備をしています。  
利用会員(子育てを手伝ってほしい人)の募集は、12月中旬を予定しています。

依頼内容  
・保育施設の保育開始前や保育終了後等の子どもの預かり  
・保育施設等までの送迎  
その他協議の上必要に応じて  
関連 P4





利用会員の申込を受け、アドバイザーが仲介となりサポート会員を紹介し、事前打ち合わせ後、育児サポートを行います。

ファミリー・サポート・センターは、子育て支援事業として、子育てのお手伝いができる人（サポート会員）と子育てを手伝ってほしい人（利用会員）が地域で助け合う相互会員組織です。安心して会員になるために、基礎講習会「すくすく子育て」応援教室2を開催いたします。子ども好きな方、子育て世代やセカンドライフ世代の方は非ご参加ください。送迎などの希望も多く、男性のサポート会員も募集しております。



応援教室パート1心肺蘇生についての実習

### 「すくすく子育て」応援教室 パート2

会場：オーシャンプラザ ホームヘルパー研修室  
時間：9：00～16：00（内容により時間が変わります）

持物：筆記用具、飲物、昼食（注文可）

受講対象年齢：20歳以上～

内容：安全と事故・子どもの遊び・発育と病氣  
小児看護の基礎知識・栄養と食生活

- 期日 11/1・15・22・29・12/6
- 補修 12/11・12・13・14・15

☆パート1・2で受けられなかった講習は、振り替でも受講できますので、お気軽にお申込みください。



5/15～6/30は、缶詰や調味料類などたくさん提供していただき、**総重量58.2kg** となりました。ありがとうございました。

ご家庭や企業・職場で余っている食品がありましたら、ご提供ください。頂いた食品は、地域で生活にお困りの方や福祉施設・団体等に配付し有効に活用されます。

食べられるのに捨てられてしまう食べ物と、食べるものがなくて困っている人達の間の矛盾を少しでも改善するために両者の間の橋渡しの役割を担っています。

受付期間 9月19日(火) から10月31日(火)  
持参場所 オーシャンプラザ  
缶詰1つからでもお預かりします。

- ①賞味期限が明記され、2ヵ月以上あるもの
  - ②常温で保存が可能なもの ③未開封であるもの
  - ④破損で中身が出ていないもの
  - ⑤お米は、28・29年度産に限り(玄米可)
- 缶詰・レトルト食品・乾物類・お米・調味料など

### いきいきサロンで「はつらつ」と

いきいきサロンは、閉じこもり防止や認知症予防の一環として「はつらつ支援ボランティア」の方々や民生委員・児童委員の協力のもと各地区社会福祉協議会が主催している活動です。

新宿区では、平成29年より新宿区民館をお借りし、年4回60歳以上の方を対象にサロンを開催しています。「心と体をすこやかに」をテーマに、簡単なゲームで気分をリフレッシュさせたり、健康維持のため家庭でできる運動を教えていただいたりしています。5月には「楽団」を招いて、みんなで「懐かしの昭和歌謡」を歌いました。参加者同士いろいろ情報交換をしながら毎回内容も工夫して実施しています。次回は、11月21日(火)に開催。



生演奏で「南国土佐を後にして」を歌いました。



# 東店ファミリー・サポート・センター

地域で子育てのたすけあい

# フードドライブに

# ご協力ください

〈食品の回収〉



# ボランティアだより

東庄町や住民の中に、いま少しずつボランティアへの関心が高まり、ボランティアの技・力をつけようとする風が流れています。今回は、そのいくつかを紹介します。

多くの方（お子さんを含めて）が、それぞれ自分のやれそうな条件の中で、ボランティアをちょっとやってみようという輪が広がればよいなと願っているのです。

## 災害ボランティアの力を育てよう

◎8月26日、匝瑳市を会場に災害ボランティアセンター立ち上げ訓練が実施され、赤十字防災ボランティア東庄町地区協議会から5名が参加しました。今後、予期されている災害に対し、近隣や地域での活躍に役立てられる演習となりました。

↓避難所への物資運搬訓練



◎9月26日、特別養護老人ホーム竜神苑主催の避難消火訓練に、日ごろ竜神苑でボランティア活動をしている3グループ5名が参加しました。

## 子どもの安全を守ろう

石出小学校区に「タブの木会」という児童の登下校パトロールの地域ボランティアグループがあります。19名登録され、学校のある日は毎日子どもたちの登下校を見守っており、この活動は10年以上続けられています。ありがとうございます。



ボランティアの関心や力を育てるとりくみ

## ひとり暮らし高齢者を見守ろう

社協では、8月を除く毎月1回、ボランティアグループが調理した弁当を、ひとり暮らし高齢者等のお宅へ民生委員児童委員さんが配達する食事サービス事業を行っています。管理栄養士の指導を受けながら、おいしいお弁当作りに励んでいます。※社協では、食事サービスに協力いただけるボランティアグループを募っています!!



## 県V連主催研修会に参加

9月15日に成田市保健福祉館において開催された地域別（印旛地区）ボランティア研修会に町V連より7名が参加しました。3つの分科会に分かれて研修を受け、他の地域のボランティアとの交流ができました。4人にひとりが後期高齢者となる見込みの2025年に向けて、後見制度等の充実に取り組みなければならないと感じました。

## 町内一斉クリーン作戦にご協力を!!

10月15日(日)8時～町内一斉クリーン作戦を実施します。お住まいの地域の沿道等のゴミ拾いにご協力をお願いいたします。ゴミは、中身の見える袋にビン・缶、燃えるゴミに分別して地域の危険物置場前に置いてください。

翌日午前中にゴミを回収いたします。

## 使用済み切手を送りました

これまで集まった使用済み切手3.5kgを、公益財団法人ジョイセフに送りました。この使用済み切手から得られる収益は、ジョイセフが途上国や被災地で推進する妊産婦と女性の命と健康を守る活動の資金になります。

例：使用済み切手約2kgでザンビアの妊婦1人が助産師立会いのもと施設で安全に出産できます。

- ・切手周辺を1センチ程度残して切ってください。普通切手は消印部分も収集対象です。
- ・切手の代わりに押されたスタンプや、メール便のシールは対象外です。





# 社協からのお知らせ

## 第37回東庄町住民福祉大会のお知らせ

**期日** 平成30年2月12日(月)  
午後1時～(予定)  
**会場** 東庄町公民館 大ホール  
**内容** 善行表彰、福祉活動発表、社会福祉振興基金  
チャリティーコンサート



**社会福祉振興基金  
チャリティーコンサート**  
「懐かしの昭和初期の流行歌を  
みんなで唄おう」  
出演 東京大衆歌謡楽団

## 心配ごと相談所

社会福祉協議会では、町民の皆さんの心配ごとを受ける窓口として相談所を開設しています。どうぞお気軽にご利用下さい。プライバシーは、守られます。

**一般相談** 第2・3・5週の木曜日  
13:30～15:30

**弁護士相談** 毎月第3木曜日 13:30～16:30  
法律にかかわる相談が対象です。予約優先です。相談前日までに、社会福祉協議会へご連絡ください。相談時間は1回30分です。相談日当日は、空いていれば受けられる可能性があります。弁護士は、千葉県弁護士会からの派遣弁護士です。

**司法書士相談** 毎月第2木曜日 13:30～15:30  
相続にかかわる相談を中心に司法書士が対応いたします。相談日当日先着順に受付です。

**相談場所** どちらの相談も無料で、東庄町保健福祉総合センター相談室で行います。

\*消費生活相談 毎週月曜日9:00～16:00(祝日を除く)  
東庄町保健福祉総合センター相談室2

\*障害に関する出張相談 毎月第2木曜日13:30～16:00  
オーシャンプラザ ホームヘルパー研修室

この広報でお知らせしている内容の問い合わせ・連絡は、オーシャンプラザ内 町社会福祉協議会までお願いします。 ☎0478-86-4714

## 町社会福祉協議会 会費納入のお礼

地域の区長さんを通じて依頼をいたしました「平成29年度の会費納入」について、町民の皆さまのご理解とご協力をいただきありがとうございました。社協地域福祉事業運営の貴重な財源として、役立たせていただきます。

・個人会員1口 1,200円		
神代地区	453世帯	543,600円
笹川地区	1,260世帯	1,512,000円
橘地区	1,227世帯	1,472,400円
東城地区	488世帯	585,600円
計	3,428世帯	4,113,600円

・賛助会員1口 2,000円(敬称略)		
29.4.7	5口	保立郁雄
29.4.17	1口	山田恒一
29.5.26	1口	一般社団法人東庄町シルバー人材センター
29.7.31	5口	有限会社東城観光自動車
29.8.21	1口	有限会社はやし
29.8.21	1口	有限会社石井書店

随時受付していますので、ご協力をお願いいたします。

## ご寄付ありがとうございました

いただきました寄付金・物品は、社会福祉協議会運営のために有効に使用させていただきます。(敬称略)

寄付年月日	寄付者芳名	金額(円)
29.6.30	サン・クレール・ダンス愛好会	10,000
29.8.7	匿名	2,000
29.8.28	特別養護老人ホーム竜神苑	8,210
29.9.19	紅バラ	10,000

## 災害義援金のご報告(敬称略)

いただいた義援金は、千葉県共同募金会を通じて被災県へ送金されます。

**福岡県大雨災害義援金12,754円**  
・匿名(10,000円) ・オーシャンプラザ窓口(1,259円)  
・東庄病院受付窓口(1,495円)

**大分県豪雨災害義援金 12,754円**  
・匿名(10,000円) ・オーシャンプラザ窓口(1,259円)  
・東庄病院受付窓口(1,495円)

**秋田県大雨災害義援金 20,200円**  
・匿名(20,000円) ・オーシャンプラザ窓口(200円)

## P2下「7つのまちがい」の答え

- 必勝の文字 ●得点の数字 ●めがねの人
- サッカーボール ●希望くんのはちまき
- 愛ちゃんのまつげ ●カーテン

